

English 簡体字 繁体字 한국어 Français

組織から探す



文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青 検索

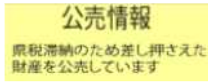


ホーム > 組織から探す > 防災わかやま:災害に備えて(防災企画課) > 新たな避難情報について

音声読み上げ



新たな避難情報について



令和3年5月20日(木)から運用がスタートします。



5月10日に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律が5月20日に施行され、新たな避難情報が導入されます。

- 総務管理局
 - 総務課
 - 行政改革課
 - 人事課
 - 職員厚生室
 - 財政課
 - 税務課
 - 市町村課
 - 管財課
- 危機管理局
 - 危機管理・消防課
 - 防災企画課
 - 災害対策課
 - 和歌山県消防学校

○新たな避難情報

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

(※1)市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

(※2)警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注)避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

[このページの先頭へ](#)

このページに関するお問い合わせは

和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 【地図】

TEL:073-441-2284・2264 FAX:073-422-7652

メール: e0114001@pref.wakayama.lg.jp